

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名	
特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク調査センター	

②評価調査者研修修了番号	
SK2025033	
1801C018	

③施設名等	
名称：	遙学園
施設長氏名：	村井 徹
定員：	134名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	三島郡島本町山崎5丁目3-18
T E L：	075-961-0041
U R L：	https://osakasui-jorinpokan.org/harukagakuen/
【施設の概要】	
開設年月日	1931/3/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 大阪水上隣保館
職員数 常勤職員：	65名
職員数 非常勤職員：	22名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	15名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	17名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	26名
有資格職員の名称（エ）	教員免許
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	大舎： 1人部屋 6室 2人部屋 27室 小規模：1人部屋 12室 分園小規模： 1人部屋 18室
施設設備の概要（イ）設備等：	大舎：浴室 2か所 シャワー室 4か所 小規模：浴室 2か所 分園小規模：浴室 3か所
施設設備の概要（ウ）：	大舎：リビングキッチン 2か所 小規模：リビングキッチン 3か所
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

法人理念

「援助を求める人いるならば、ためらわず手をさしのべる。」

基本方針

- ① 児童福祉の理念とキリスト教の精神に基づき、児童一人ひとりが、責任ある社会人として自立した生活を営める人間関係を目指すものである。
- ② 児童の本来の権利擁護は、『家庭で暮らす』ものであることを念頭におき、親子関係の修復を援助の基本とする。
- ③ 児童の援助にあたっては基本的人権を守り、体罰及び体罰に類するような行為を用いず、忍耐強く、長期的展望をもって臨むものとする。
- ④ 開かれた施設として見学者、ボランティア、実習生等の受け入れを行うとともに、援助内容についても、児童のプライバシーを尊重しながら情報開示し、地域社会の人々と交わりを深める。
- ⑤ 職員の専門性を高めるため、学園内外の研修の機会を充実させる。

⑤施設の特徴的な取組

- ・子どもの権利擁護の取組みとして2019年度よりアドボケイトを外部のNPO法人から受け入れ、毎月開催し、子どもの意見表明権を積極的に支援している。小学生は積極的に参加しているが、中学生、高校生の子どもは参加をためらうこともあり、参加しやすいように「アドボカフェ」も開催して多くの子どもたちが喫茶をしながら気軽に自分の思いや意見を外部の大人にも伝える機会を設けている。
- ・意見箱、アドボケイト、アドボカフェ以外にも施設長のスマホに直接つながるQRコードを設けて、「みなさん意見をうかがいます（高校生）」のポスターを掲示して高校生の子どもの意見を聞くための取り組みを行っている。
- ・高校生のこどもが、職員と共に大阪市西成区の釜ヶ崎地区内の公園での炊き出しや清掃、大地震で被害を受けた輪島市公民館での炊き出しなどのボランティア活動に参加する「高校生プロジェクト」を実施している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/2/21
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/8/4
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和 3 年度（和暦）

⑦総評

<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童養護施設遙学園（以降、施設と表記）を運営する社会福祉法人大阪水上隣保館（以降、法人と表記）は、1931年にキリスト教牧師夫妻が、大阪港に働く水上生活者の子どもたちの悲惨な状況に心を痛め、大阪市港区に開設した「水上子供の家」が端緒である。当初はキリスト教への偏見や中傷で苦労を重ねながらも運営されてきたが、1945年6月大阪大空襲による建屋焼失のため島本町東大寺に移転し、戦後、山崎保育園を開設し、後に児童養護施設となっている。現在地の山崎山麓を多くの支援者の力を得て整備し、法人の中核である遙学園（以降、施設と表記）をはじめ、5施設を展開し今日に至っている。施設には2025年4月現在、3～18歳の125人が、大・中舎が入る6階建て総合児童棟で共同生活するほか、敷地外に小規模施設3ホームを有し、屋間は敷地内の幼稚園や、外部の小・中・高校等に通学している。・施設では、国の「新しい社会的養育ビジョン」に沿い、施設の小規模化、地域分散化に加え高機能化や多機能化を推進し、以下の事業を展開、推進している。①家庭的養護推進のため、分園舎の地域小規模児童養護施設3ヶ所、施設内小規模グループケア1ヶ所を設けている。②自立支援のため、ひとり暮らし体験事業として賃貸住宅3か所を借り上げている。③児童自立生活援助事業を4か所で行っている。④児童相談所を開設する近隣中核都市からの要請を受けて児童養護施設の開設を予定している。・上記の小規模化、地域分散化事業推進に伴い、職員が分散されることにより孤立化することがない勤務体制を整備すると共に、新施設開設に向けての人材確保に取り組んでいる。 <p>【特に評価の高い点】</p> <ul style="list-style-type: none">・創始者の思いや法人の基本理念である「援助を求める人いるならば、ためらわず手を差し伸べる」愛ある働きの実践が、現在の職員に脈々と受け継がれ、援助を必要とする子どもたちに忍耐強く、献身的に手を差し伸べ、様々な支援を行っている。更にこどもの権利擁護の取組みとして2019年度より外部のアドボカシーボランティア団体からアドボケイトを受け入れて、こどもが意見表明しやすい環境を作り積極的に支援している。・高校生のスマホ使用、中学生のクラブ活動、小学生の自転車通学などの子どもたちの様々な要望や意見にも職員が頭ごなしに否定することなく、耳を傾け、十分に話し合い納得の上、ルールを決めて使用を認めている。・高校生が職員とともに施設内の整備、ペンキ塗り、草刈、修繕を行ったり、自然災害被害地での炊き出し・災害後の片付け・釜ヶ崎への炊き出し・富士山登山時のごみ拾いなどのボランティア活動を「高校生プロジェクト」と名付けて前向きに取り組んでいる。 <p>【改善が求められる点】</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の小規模化への移行に伴い、職員の増員を図ると共に勤務時間帯にも配慮した勤務体制を構築するなど働き方改革に努めて魅力的な働きやすい職場環境づくりに努めている。しかし、職務の性質上の変則勤務や長時間勤務に対する課題解決までには至っていない。職員の働き改革に一層の工夫をし、推進することを期待する。・大規模な施設で開放感があるが、整理整頓の基準を曖昧にしている様に感じられ、保管物の置き場所など工夫し整理整頓を心掛けることを期待する。
--

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

若い職員たちからの直接の聞き取りの機会を持ってもらい、日々悪戦苦闘しながらも子どもたちへの支援に、様々な取り組みをおこなっている職員たちに直接「良い取り組みですね」「素敵ですね」と言ってもらって大変励みになりました。また、評価いただくだけでなく、毎回課題としてあがる整理整頓や掃除についても、子どもたちにとって大切な生活環境を整えることの意味についても、しっかりとご意見をいただき、改めて居室掃除がうまく仕切れない子どもへの支援について、考えていこうと思っております。小規模化が推進される中、大舎のスケールメリットを生かし、子どもたちの生活や人生を大切にこれからはがんばっていきたいと思います。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念は「大阪水上隣保館の歩みと理念」に明文化し、パンフレットやホームページの冒頭に掲載すると共に園内での掲示や「援助の手引き」の運営規程、児童援助方針に明記して、職員、保護者、関係者等に広く周知を図っている。職員に対しても、会議や研修等において常に周知を図っている。 ・創始者の思いや法人の基本理念である「援助を求める人いるならば、ためらわず手を差し伸べる」愛ある働きの実践が、現在の職員に脈々と受け継がれ、行動規範となり、援助を必要とする子どもたちに忍耐強く、献身的に手を差し伸べ、様々な支援を行っている。 ・子どもには、入園時に配布する「みんなの約束」に園の基本理念に沿った、わかりやすい言葉で表現で周知を図っている。子どもの保護者には、子ども家庭センターなどを通じて、または子どもとの初回面談時に伝えている。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長が法人の常務理事であり大阪府の児童養護施設部会にも参加し、国の社会的養護施設事業の方針や動向は十分に把握、分析をしている。 ・大阪府との会議等の担当は副施設長がその役割を担い、島本町の地域貢献連絡会等の担当は主任指導員がその役割を担い、それぞれの行政との情報交換を行って地域行政の動向を把握し、分析している。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「新しい社会的養育ビジョン」に沿って小規模化、地域分散化に加えて高機能化、多機能化を推進することが求められ、そのための人材確保、物件確保、資金手当てなど様々な課題が山積している。 ・昨年、熱心な支援者の協力で新たに地域小規模児童養護施設を島本町内に1カ所開設し、併せて現在3カ所の小規模児童養護施設を園外に運営している。 ・法人は現在、枚方市内に中規模の児童養護施設の新設に向けて、施設長が責任者となり大阪府や枚方市と協議を重ねながら促進している。 	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人は、13年前に国が示した方針である家庭的養護の推進を受け、大阪府が府内各施設に依頼した「家庭的養護推進計画」15か年計画を2015年3月に策定した。 ・法人は、現状を分析し、基本的な考え方を10項目に亘り示し、15か年計画の方向性と前提条件を明確にして、第1期part1（2015～2016年）・part2（2017～2019年）、第2期（2020～2024年）、第3期（2024～2029年）に分けて、各期に詳細なデザインを策定し、15年後の到達するグランドデザインを描いて15か年計画を策定している。 ・また、この計画は不確定要素が多いため3～5年毎に見直すこととし、大阪府に対しても要望事項を具体的に明記している。 	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年度計画は、前年度の実施内容を振り返り、中・長期計画を踏まえて策定されている。 ・計画は、1. 施設及び事業概要、入所児童数と人数構成等(分園を含む)、職種別職員数、2. 施設運用基本理念・運営目標、3. 運営上の課題、4. 援助目標及び計画、5. 職員処遇、6. 施設整備及び備品整備・更新、7. 行事計画、8. 特記事項(法・制度改正)等の必要事項を網羅した内容となっている。 ・資金収支予算書は別冊にて、本園・分園別に詳細に作成され客観的な評価が可能となっている。 ・単年度計画は、会議等で職員に周知しており、職員の目標設定の指針となっている 	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度事業計画は、毎年度末の3月初旬に開く運営委員会（施設長、副施設長、主任指導員、フロアリーダー、里親支援員、栄養士で構成）で実施状況を振り返りながら次年度の計画を協議して、同月の中旬に職員会議で施設長が、計画内容を説明し、意見を集約して策定している。 ・計画の実施状況については、毎月の運営委員会の中で話し合い、その都度に振り返り、適正に評価している。評価の結果、必要があれば計画の見直しを行っている。 	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに関係する年間行事や大きな修繕予定は、年度初めの小学生、中学生、高校生の各自治会で説明し、その後に変更がない限り、その都度にポスターを館内各フロアに掲示して知らせている。 ・施設は、保護者に対しては事業計画の中で子どもに関する内容を分かり易く説明したり、説明資料を配付するまでに至っていない。今後の課題として捉え、改善に向けた取り組みを期待する。 	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】 ・施設では、毎月開催する職員会議、運営委員会、大舎・小舎ミーティング、フロア会議の中で子どもたちへの支援内容について振り返りを行い、改善を図っている。 ・子どもの人権擁護の推進のためにアドボケイトを招いたり、職員に非暴力訓練を行うなど支援の質の向上を常に図っている。 ・第三者評価は概ね定期的に受審をしているが、園が自ら評価基準を定めて毎年、自己評価を実施するまでには至っていないので検討することを期待する。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 ・施設では、毎年度末の運営委員会、職員会議の中で子どもたちへの養育支援内容、事業計画の実施内容について振り返りを行い、事業報告にまとめて次年度の事業計画内容に反映させている。 ・家庭的養護推進のために、地域小規模児童養護施設、施設内小規模グループケアの設置のほか自立支援に向けた「ひとり暮らし体験事業」を推進し賃貸住宅を3か所借り受ける取り組みを行っている。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 ・法人の常務理事で法人全体の実務を統括する立場である施設長は、施設の職務分掌等において「施設を代表し、業務を掌握し、施設運営の全責任を負う、施設全般の統括管理を行う」とあり、施設内においても対外的にも法人・施設の経営・運営管理に関する方針と取組を表明している。 ・災害や事故発生の有事に於ける対応フローチャートにおいて施設長の不在時の権限委譲が明確に示されている。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 ・施設長は、法人の常務理事を務め、大阪府、島本町等の行政の会議、社会福祉関係諸団体の役員を1務めてきており、そこでの会議や研修会等に参加して児童福祉に関するさまざまな情報の入手に努めている。遵守すべき法令等についても理解を深めており、取引業者、地域行政、各種学校関係者、福祉団体等の利害関係者と適正な関係の保持に努めている。 ・施設長は、社会福祉関連法規のみならず、施設運営に関する環境・防災・雇用労務・食品衛生・交通安全・個人情報保護・著作権保護や公益通報者保護等の幅広い分野の法令等を理解しており、職員に対しても遵守すべき法令等の周知および必要な取組を行っている。	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、長年に亘り施設の現場や福祉施設の管理等に従事し豊富な経験と実績を有している。法人全体の運営を統括する立場ながらも今も現場に立ち、養育・支援の質の向上について強い意欲と指導力を発揮して施設運営に取り組んでいる。 ・施設長は、施設の小規模化、地域分散化に加え、高機能化、多機能化の課題解決の方策を職員と共に考え、自らは外部関係者との折衝に当たっている。また施設内では職員の専門性を高める研修にも力を注ぎ、自らも人権研修の講師を努めている。 ・施設長は、こどもの悩みや訴えを主任指導員やフロアリーダーを通して聴くだけでなく、「困ったことがあれば誰でもいいので相談してください」と呼びかけている。最近では意見箱、アドボケイト、アドボカフェ以外にも施設長のスマホに直接つながるQRコードを設けて、「みなさん意見をうかがいます（高校生）」のポスターを掲示して高校生のこどもの意見を聞くための取り組みを行っている。 		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、施設の小規模化、地域分散化に加え、高機能化、多機能化の推進のため、副施設長、主任指導員ほか幹部職員を纏めて強固な運営組織体制を作り上げ、統率をしている。 ・業務の効率化のためにパソコンなどのICT機器を早期に導入しており、膨大な施設運営規程をデータ化した規程集「援助の手引き」として職員間の情報共有に役立てている。 ・困難事例の支援にも職員と一緒に取り組み、自らも現場に入り職員に対処法を指導しながら問題解決を図っている。 ・施設長は、合気道の師範であり、施設内に合気道クラブを作り、職員やこどもたちを指導して一人ひとりの精神力、忍耐力の向上を図っている。 		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・2015年3月に家庭的養護推進計画（15か年計画）を策定した時に人員体制の基本的方針を示し、毎年度事業計画に必要な専門職種及び職員数を明記している。 ・毎年度の事業計画では必要な人材確保計画ときめ細かい職員育成研修計画が立てられ、実施されている。 ・法人は長年の間、福祉養成校から実習生を積極的に受け入れて養成校との信頼関係構築に努め、新卒職員の確保を図っている。 		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念である『キリスト教の「隣人愛」の精神に基づく「援助を求める人いるならば、ためらわず手を差し伸べる」愛ある働きの実践』を職員に示し、実践を求めている。 ・この基本理念の実践を職員の採用、配置、異動、昇格の人事判断基準とし、職員の実践状況を施設長が評価を行っている。 ・人事や給与などの基準は就業規則と給与規程などに明記して職員に周知が図られている。 ・職員の目標管理制度を定めて実施しているが、職員自身の目標達成度合いを職員の処遇に反映する仕組みにまでは至っていない。総合的な人事評価制度を構築し、職員の処遇や給与に反映する仕組み作りを期待する。 		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人は組織規程を定め、施設長を職員の人事管理、労務管理の責任者として明記している。 ・施設の小規模化への移行に伴い、職員の増員を図ると共に勤務時間帯にも配慮した勤務体制を構築するなど働き方改革に努めて魅力的な働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。しかし職務の性質上の変則勤務や長時間勤務の課題については解決までには至っていない。 ・施設長は、職員の小さいつぶやきでも聞き逃さず職員一人ひとりの心の動きの把握に努め、仕事の悩みの相談に応じている。職員は、産業医でもある法人開設の診療所の医師にも相談をすることができる。 		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念である『キリスト教の「隣人愛」の精神に基づく「援助を求める人いるならば、ためらわず手を差し伸べる」愛ある働きの実践』を職員に示し、その実践が強固なものとなるように職員一人ひとりに毎年、年間行動目標を立てさせている。 ・上司は、目標設定時、途中の進捗状況確認時、年度末の達成確認時に職員一人ひとりに面談している。 		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念である『キリスト教の「隣人愛」の精神に基づく「援助を求める人いるならば、ためらわず手を差し伸べる」愛ある働きの実践』を職員に示している。 ・年間計画を立て職員の経験年数、スキルに応じた新任研修、初級、中級、上級研修をきめ細かく実施し、処遇困難なこどもへの職員のスキルアップを積極的に行っている。 ・また心理士による「心理研修」で職員一人ひとりのアセスメント力の向上を図り、こどもの様々な生活場面での心の状態を把握できるように取り組んでいる。 		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員には毎月のテーマを定めた年間計画を基に新任研修を実施し、日々の業務の中では先輩職員がメンターとして職員を指導している。 ・2年目以降の職員にはH研修（初級）、リーダー養成や施設運営について考える職員にはR研修（中級）、リーダー以上の職員には運営委員会研修を実施して、職員一人ひとりが研修に参加している。 ・外部研修についても職員に情報提供を適切に行い、受講を勧奨している。受講した職員は、職員会議の中で研修報告を行い、他の職員に伝達している。 ・施設に児童福祉専門の大学教授を年間計画を立て招聘し、研修会を開催して指導を受けている。 		

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設では実習生の受け入れに関する詳細なマニュアルを整備し、実習担当者会を設けて毎年、保育士、社会福祉士の養成校から年間100人前後の実習生を受け入れている。 ・実習担当者会は窓口責任者の主任指導員、フロアリーダー、職員の総勢8名で構成されており、毎月8名前後の実習生の指導に当たっている。 ・実習について養成校担当者と面談し、実習が実のあるものとなるように十分な打ち合わせをしている。 		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページに法人理念・基本方針、沿革、経営情報・現況報告など、施設のホームページには養育・支援の内容、苦情処理相談事例、第三者評価受審結果などの情報が公開されている。 ・法人の機関紙「水上の友」が年2回（8月、12月）発行され、卒園生からの寄稿、各施設の現況や情報などが掲載されて、関係機関、支援者、地域の希望者などに配付されている。 		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人は定款、組織規程、公印管理規程、文書管理規程、経理規程等の詳細な規程集を「例規集」として纏め、法人内の関係職員に周知し、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営を推進している。 ・法人事務局による内部監査のほか、外部の公認会計士、税理士、社会保険労務士による点検、指導が行われている。公認会計士は決算のほか内部統制に関わる監査にも関与して法人の公正で透明性の高い経営・運営の実現が図られている。 		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営規程に地域との関わり方、施設の役割について記載している。 ・主任指導員が島本町福祉施設地域貢献連絡会に委員として関わっている。こどもたちと職員が地域の清掃活動に参加したり、また法人の教会チャペルを地域のコーラスグループやオーケストラに開放し、コーラスやコンサートなどが開かれており、地域の人々と交流をしている。 ・職員がこどもたちが通う小・中学校のPTA活動や運動会等の行事に協力し、学校と保護者との交流を積極的に行い施設への理解を深めている。 ・こどもたちの学校の友人たちが遊びに来やすいように施設内の広場を開放している。 		
②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設は、「ボランティアのしおり」「ボランティアさんへのお願い」「誓約書」のボランティア受け入れマニュアルを作成し、主任指導員を長としフロアリーダーなどのボランティア担当者を配置してボランティアを積極的に受け入れる体制を整備している。 ・法人全体で毎年4月の二日間に亘り敷地内施設全てを使い、大規模な「桜バザー」を多くのボランティアの方々の協力を得て開催している。 ・また、こどもたちの声を聴く「アドボケイト」、散髪屋、学習ボランティアなどのボランティアを定期的に受け入れている。 		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが通う幼稚園、小学校、中学校、高等学校の連絡先、子ども家庭支援センター、病院や診療所等の関係機関の連絡先の一覧表を作成し、各フロアーに配置して周知を図っている。 ・副施設長は大阪府福祉部、主任指導員は島本町福祉施設地域貢献連絡会、要支援児対策地域協議会等の会議にそれぞれが参加して地域の課題解決に取り組んでいる。 ・主任指導員、フロアリーダーは子どもたちが通う学校のPTAの会議に参加している。 		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・主任指導員は島本町地域貢献連絡会、地域福祉審議会、要保護児童対策地域協議会等の会議に参加し、地域の福祉事情や課題を把握している。 ・島本町や近隣市町村の児童相談所や一時保護所からの依頼で一時保護委託児童を受け入れている。 		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の職員と子どもたちが、年2回の町内清掃活動に参加して地域美化に協力している。 ・敷地内の教会チャペルを地域交流センターとして地域住民に格安で貸し出しており、コーラスグループやオーケストラなどが利用し、喜ばれている。 ・法人は、施設全体を福祉避難所とする協定を島本町と結び、有事の際に要保護者を受け入れできる体制を整備している。 		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもを尊重する姿勢は、法人の基本理念に明確に示されており、こども援助マニュアル「援助の手引き」のNo.3児童援助方針にも記載して、職員に周知を図っている。 ・こどもの基本的人権の尊重について職員に対して人権研修を毎年繰り返し実施し、人権擁護、人権侵害防止に努めている。 ・施設では半年ごとに「人権擁護、人権侵害の防止の為に点検事項」シートを使い、職員一人ひとりに子どもたちへの援助支援について振り返りをさせている。 		
②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・こどものプライバシー保護に配慮した援助の姿勢は、こども援助マニュアル「援助の手引き」のNo.3児童援助方針にも記載して、職員に周知を図っている。 ・園では半年ごとに「人権擁護、人権侵害の防止の為に点検事項」シートを使い、職員一人ひとりに子どもたちへの援助支援について振り返りをさせている。 ・居室については2歳から小学校低学年までの子どもたちは1ホームで14名の集団生活を家庭的な雰囲気の中で送っている。小学校高学年以上は互いのプライバシーに配慮した広々とした明るい2人部屋を基本とし、高校生多くは1人部屋で生活している。小規模施設は個室で、一人ひとりのプライバシーは守られている。 ・今回のこどもへの事前アンケートでは、高学年の小学生の子ども一部の回答にプライバシーに関する疑問の答えがあるので更なる配慮した支援を望む。 		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

a

【コメント】

・施設の情報については法人全体を紹介する小冊子「大阪水上隣保館」に記載され、法人のホームページの中の施設のサイトにも掲載され、写真やイラストを使い、詳細に説明されている。毎年4月に記載内容を更新している。
・入所時にはこどもたちが理解しやすいように工夫された、イラスト入りの「みんなのお約束」でこれからの生活の決まり事やルールについてフロアリーダーと担当者がわかりやすく説明している。
・他市町村の児童相談所や子ども家庭支援センターなどからの施設見学の要望があれば、施設長、副施設長、主任指導員が対応をしている。

② 31 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。

a

【コメント】

・入所時にはこどもたちが理解しやすいように工夫された、イラスト入りの「みんなのお約束」でこれからの生活の決まり事やルールについてフロアリーダーと担当者がわかりやすく説明している。
・保護者には「保護者の皆様へ」のしおりで支援内容を説明し、こどもと保護者の同意を尊重している。
・こどもの入所時には、児童相談所や子ども家庭支援センターなどでの記録や保護者等からの情報を基に「入所時記録票」を承諾を得て作成し保管している。
・こども入所に当たり、意思決定に不安がある時は、こどもや保護者にわかりやすいチャート式の質問形式で丁寧に説明し自分の意志を選択できる工夫をしている。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a

【コメント】

・こどもの養育・支援の内容や措置が変更、地域・家庭へ移行する時は、主任指導員と担当職員でケース会議を開き、子ども家庭センター、転校先の学校の先生等と協議・連携しながら、こどもの養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。
・他の児童養護施設への移行、家庭引き取り、里親等の委託、就労・進学による自立等に当たり、子ども家庭センターなどへ引継ぎ文書を作成し継続性の配慮をしている。
・退所についての手続きに関する手順は「援助の手引き」のNo. 42、43に整備されている。
・自立支援専門指導員を配置し、就職や大学進学などで退所する前に住居を用意し、一人住まいを経験させて自立のための支援を行ったり、退所後も本人の悩みなどの相談に乗り、支援の継続を行っている。

(3) こどもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、こども自治会（小・中・高別）に参加すると共に日常的にこどもの訴えや意見や相談の声を無視せずに大切にするように努めている。 ・こどもたちの意見や要望は運営委員会で検討し、職員会議で話し合いの上、実施の有無を決めている。自転車やスマホの使用方法など取り決めたルール、取り決め内容は「援助の手引き」に明記し、こどもたちへの指導が一貫したものとなるように努めている。 	
(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人は「苦情解決実施要領」（例規集Ⅰ総則編）を策定し、園は苦情解決体制、苦情対応窓口を整備するとともに、第三者委員を設置し、園内に掲示している。入園説明時に配布している「みんなの約束」にも明記し、こどもや保護者等にも周知を図っている。また、園内に意見箱を設置している。 ・こどもや保護者から寄せられた苦情や意見、それに対する改善策を苦情記録簿に記載し、内容によっては、こどもたちや保護者等に直接説明をすると共にプライバシーに配慮して施設内に掲示し、ホームページにも公開している。 	
② 35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設では、外部のアドボカシーボランティア団体の支援を受けて、こどもたちが職員に言えないことも外部の人に聞いてもらえる取り組みをしている。アドボケイトは毎月、事前にポスターでこどもたちに予告して数回来園し、こどもたちと遊びなどを通じて触れ合いながら話を聴いている。アドボケイトに少し抵抗のある高校生のこどもたちには「アドボカフェ」を開き、お茶を飲みながら雑談できる取り組みも行われている。 ・施設長は、こどもの悩みや訴えを主任指導員やフロアリーダーを通して聴くだけでなく、「困ったことがあれば誰もいいので相談してください」と呼びかけている。最近では意見箱、アドボケイト、アドボカフェ以外にも施設長のスマホに直接つながるQRコードを設けて、「みなさん意見をうかがいます（高校生）」のポスターを掲示し、高校生のこどもたちの意見を聞くための取り組みを行っている。 	
③ 36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、こども自治会（小・中・高別）に参加すると共に日常的にこどもの訴えや意見や相談の声を無視せずに大切にするように努めている。 ・職員やアドボケイトが聴き取った、または意見箱に投函されたこどもたちの相談や意見は、直ぐに運営委員会で検討し、職員会議で話し合いの上、対応策を決めている。 ・自転車やスマホの使用方法などの様々な相談、意見、要望に対して会議で取り決めた内容は、「援助の手引き」に追加、修正をその都度に行い、職員間で情報共有して支援の一貫性を保っている。 ・今年度改訂版の「援助の手引き」は、149項目に亘る詳細なマニュアルとなっている。 	

<p>(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の「援助の手引き」の「緊急体制表」「危機・事故フローチャート」にリスクマネジメントの責任者、事故発生時の対応手順を明記している。 ・「子どもの事故防止・安全対策チェック表（幼児・学童）」を整備し、チェック表を基に毎月、フロア内、館内を点検して事故防止に努めている。 ・施設の建屋、庭、運動場を含む施設全体の点検については、毎年3月9日、9月9日に定期的な総点検を全職員で実施し、事故発生防止に努めている。 ・事故・ニアミス・ヒヤリハットが発生した時は発見者は直ちにフロアリーダー、主任指導員等に報告し、「事故・ニアミス・ヒヤリハット報告書」に記載し、職員間で共有して事故発生防止に努めている。 	
<p>② 38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「援助の手引き」の中の「インフルエンザ感染対策」「インフルエンザの予防接種について」に発生予防と発生時対応策について定めている。 ・園には看護職員が配置されていないのでこどもの体調に異変があれば隣接する乳児院の看護師に相談をしている。 ・新任職員研修では敷地内の特別養護老人ホームでノロウイルス対応の食品管理/緊急時対応研修や医療/事故対応の研修を実施している。 ・子どもたちは、インフルエンザ以外にも新型コロナウイルスやノロウイルスなど様々な感染症の脅威にさらされている現状があり、全職員に対して感染症の発生予防と対応策を周知するとともに定期的な研修を実施することを望む。 	
<p>③ 39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的にしている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「援助の手引き」に自主防災組織表を作成し、災害発生時の緊急応援体制が定められている。 ・毎月、防災訓練が実施され、災害対応の食品や飲料水等を備蓄している。 ・緑の樹木に囲まれた施設の環境は素晴らしいが、その反面、地球温暖化による豪雨災害による山崩れ、山火事発生が懸念されるので災害発生時の対応策と併せて子どもたちの養育・支援が継続できる体制の策定を望む。 	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
<p>① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史ある施設運営のノウハウが纏められた「援助の手引き」冊子がある。「援助の手引き」には規約・マニュアル(こどもの権利擁護、プライバシーの項目があり)を詳細に纏めている。 ・施設支援情報は各ホームにパソコンが設置され入力・閲覧ができる。各フロアの職員控室には「援助の手引き」の冊子でも準備し、データ内での閲覧とともに必要に応じて頻繁に利用されている。 ・職員研修は新任研修・初級・中級・上級と複層階で実施され、またケース会議にて検討を繰り返している。 	
<p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「援助の手引き」は年度末に見直しをし改定をしている。制度の改正時や、支援の手順の見直しなど、フロア会議、小舎・大舎ミーティングを通して全職員が関わり、こどもの日常生活から、またこども自治会での意見を聞き、支援に必要な援助が出来ているかを検証し反映させている。 ・見直し後には各フロアのパソコンへ反映し、改正した冊子「援助の手引き」を備え、いつでも確認することが出来る。 	
<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	
<p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人の職員が1人のこどもを担当している。担当者がフロアリーダーと作成した自立支援計画は主任・副施設長・施設長へと確認されている。 ・自立支援計画には子ども家庭支援センター、心理士、医師からの意見も反映させて作成している。 ・自立支援計画は連続してファイルされ、前期の計画の支援内容の確認をし、今期の課題を把握出来る様式になっている。 ・処遇困難事例検討会議を設置し事例担当職員とフロアリーダー・主任が参加し支援方法の検討をしている。 	
<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人の職員が1人のこどもを担当している。自立支援計画策定はこどもを一番理解している担当者が考えた案を、フロアリーダーと相談をし、主任・副施設長・施設長と共有されている。また自立支援計画には子ども家庭支援センター、心理士、医者からの意見も取り入れている。 ・自立支援計画はシステムの中に蓄積され、全ホーム内で共有されている。一人ひとりのこどもの希望の聞き取りを重要視し実現に向けた支援方法が話し合われている。 ・自立支援計画は幼児用として基本的な生活習慣を身体状況(食事・着脱・排泄)、運動機能遊び、言語理解、社会性・情緒・対人関係と分け、学童以上用では生活、対人関係、学習、心理面、保護者をそれぞれ現状把握・課題、支援計画と分けている。どの様式にも保護者との関係・こどもの意見欄があり活用されている。 	

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【コメント】

- ・施設内で統一した「入所時記録表」「自立支援計画表(学童用)(幼児用)」「成長・アレルギー個人管理表」「横断的標準身長・体重曲線」「ケース引継ぎ表」を用いチャイルドノートに纏めこどもの成長を把握している。
- ・自立支援計画は各ルームのパソコンで閲覧したり、印刷したファイルを確認しながら支援に当たっている。
- ・支援情報はパソコン、スマホを通して入力され蓄積されている。入力の仕方は初任者研修で学び、その後OJTを実施し正確な入力方法を身に付けている。
- ・総合支援ソフトによるデータ保存で情報の共有ができ、大舎・小規模ホームすべて共有され詳細な資料が確認できている。

② 45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【コメント】

- ・個人情報保護規程に準じた法人の規約が作成され「援助の手引き 運営規程」に記載されている。記録の管理・保存・廃棄・情報の提供に関する規定に基づき管理をし担当責任者は施設長である。
- ・個人情報の不適切な利用や、漏洩に対する対策・対応方法が規定され、さらに就業規則にも掲載している。
- ・個人情報保護規程、個人情報漏えい防止など安全対策実施要領を定め、別に特定個人情報の適正な取り扱いに関する規定を定めている。

内容評価基準（24項目）

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
【コメント】 ・権利擁護について基本理念運営目標から読み取れ、援助の手引きの各マニュアルに反映されている。 ・全国児童養護施設協議会（近畿ブロック）が開催する養育・権利養護セミナーに参加し、その内容を施設内にも伝達研修をしている。 ・アドボカシーについて外部講師を招いて研修会を行うとともに、アドボカシーボランティア団体と契約を締結しアドボケイトによるこどもの意見表明を支援する取り組みを継続的に行っている。 ・法人はキリスト教理念を掲げている。日曜礼拝・クリスマス・イースターの行事が組まれている他、目標になる標語などに聖書の言葉が引用されているが、職員・こどもに宗教を強制することは無く、信仰は自由である。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】 ・入所時に子ども家庭支援センターにて説明を受けた権利ノートを各々が持っている。施設では年齢に応じた紙芝居や資料を用意し権利についての大切さを説明をしている。 ・こども同士のトラブルにはこども自治会を開き、話し合いを通じて解決・学びの場としている。 ・職員は法人の主催する一泊人権研修を受け、生と性の問題を重視し、また外部講師を招き研修会も行っている。 ・アドボカシーボランティア団体との契約をし、こどもの意思表明を支援する取り組みを行っている。各フロアにはアドボカシーボランティア団体職員の顔写真入りの案内ポスターを掲示してこどもたちに知らせている。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 ・初めて生き立ちを振り返る時期については慎重に、子ども家庭支援センターと相談・連携をしている。 ・一人ひとりの状況を職員間で話し合い、こどもの誕生日の時を利用し母子手帳の見方など、一人ひとりに対応している。 ・こどもに生き立ちの事実を伝えた後のこどもの様子について職員が速やかにパソコンで入力して職員間で情報共有するなどの丁寧なフォローを行っている。 ・職員は、生き立ちの重要性を理解し、こどもの成長に応じて中学・高校の入学を期に生き立ちを話題にし現状を受け入れて成長する様に支援のあり方を研修している。	

(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】 <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則、服務規程には不適切な関わりに対する項目が設けられている。 ・アドボケイトによるこどもの意見表明を支援する取り組みを継続的に行うことにより不適切な関わりの発生時の速やかな対応の仕組みができており、フロアーミーティングを通し、不適切なことがあれば施設長まで報告が上がっている。 ・第三者委員を選任しているが、近年は特に不適切な関わりについては徹底した取り組みが求められており、発見をした場合における通報の義務と、通報者へが不利益を受けることのない仕組みを文書化して職員に周知することを望む。 	
(5) 支援の継続性とアフターケア	
① A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】 <ul style="list-style-type: none"> ・併設の乳児院からのこどもに対してはそれまで担当していた職員とのつながりが途切れないよう訪問してもらうなど配慮をしている。 ・退所時の措置変更や就学・就職するこどもに対するアフターケアのための担当窓口があることを伝えている。施設では退所後児童の催しとして里帰り企画が定着しており、退所後も施設の職員や入所児童との人間的なつながりを継続できるように努めている。 ・入所が決まった時点で、子ども家庭支援センターとの連携を密に取り、担当職員が入所前に面会して安心して暮らせるように施設の話をしている。入所に至るまでのこどもの生活や入所に至る経緯について把握できた情報は個人ファイルに蓄積し、継続的な支援に結びつけている。 ・施設では、児童自立生活援助事業や自立生活体験事業を実施し、支援の継続が重要と熱心に取り組んでいる。 	
② A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 <ul style="list-style-type: none"> ・高校2年新学期には、一人ひとりと将来へ希望を話し合い自立支援計画にのせている。退所児にはアフター担当窓口があることを伝えている。 ・児童自立生活援助事業や自立生活体験事業を実施している。当施設では法人の理念の基、早くからアフターケア体制を構築し実施している。 ・就業支援センター、居住先、就職先からの連絡、警察などからの問い合わせには副施設長が窓口となっている。 ・里帰り企画にはバレーボールや野球などもあり、入所のこどもと一緒に交流している。 	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員対象で年3回の心理研修会や月1回の自主的なプチケースカンファレンス「ほっこりタイム」があるほか、日常のこどもの気持ちに寄り添うための自主研修会がある。 ・研修には心理士が中心になり関わっている。また心理士は日常業務に参加し、こども一人ひとりの生活に関わり観察・理解を深めている。 ・職員にはアドボカシー研修を取り入れている。こどもの気持ちに寄り添うことを実践し、各フロアにはアドボケイトのニックネームと顔写真を入れた楽しいチラシが張られ訪問日を分かりやすく知らせている。 ・こども委員会を作り、アドボケイトとの話し合いを作っている。子どもの表出を積極的に捉えようとする姿が見られるが、今回の事前利用者アンケートの各質問のこどもたちの回答に「どちらともいえない」が多数見られるのは何故かを職員間で話し合うことを期待する。 	b
<p>② A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員はこどもの思いや要望に対する気付きをフロアーミーティングで話し合い、また緊急の場合は直接、施設長と話し合いが出来る体制を作り、素早い対策解決を心掛けている。 ・小規模ホームは個室、大舎においても1~2人部屋、高校生は個室である。一人ひとりのこどもと落ち着いた雰囲気の中で時間を気にせず話し合えるようにしている。 ・1対1の担当制を採っている。職員は、各々がこどもの日常生活の中の様々な事態について臨機応変な対応が出来るよう研修を受け、柔軟な判断ができる裁量権も有している。 ・各フロアには必ず一人の職員が宿直をしており、こどもと一緒に寝たり宿直室で待機するなど、夜間のこどもの状態を把握している。 	a
<p>③ A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生・中学生・高校生の各こども自治会が小規模施設のこどもも含めて設定されており、その中では日常生活の問題や行事への参加について主体的な意見が出ている。 ・中学生自治会から携帯電話を持ちたいとの強い要望が出た際は、職員からは具体的な懸念材料などを提示し、何度も自治会でその克服について話し合いを続けさせた結果、一定の条件の下で実現させるに至っている。 ・こどもたちの日常のルールはこども主体としており、例えば、こどもたちがマラソン大会開催情報をマイクを使って館内放送する機会を設けたり、玄関にマラソン大会の結果を知らせる掲示をしたり、各フロアに今年一年間のこどもたちの目標を掲げている。 	a
<p>④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画は幼児用には基本的な生活習慣を身体状況・食事・着脱・排泄に分け、運動機能と遊びを別項目とし、一人ひとりの様子を記録し、支援目標を掲げる様式としている。学童以上の計画書は、生活・対人関係・学習・心理面に区分されていて、一人ひとりの現状・課題と支援の有り方が記入され全職員が閲覧でき共有されている。 ・入所時には「みんなの約束」を渡し基本のルールを発達に応じて分かりやすく説明している。 ・山の斜面を利用した建物は4階に広場があり、近年企業から寄付を受けた野外大型遊具が設置され、自由時間にはこども達が集まり賑やかである。大規模施設であり、図書室も設置されるなど学びの場は充実している。 ・リトルリーグに入会の希望者がいたが、入会の条件が施設では対応できないことが分かり、入会を諦めてもらった際には出来ないことを納得してもらったことがある。 ・2歳児からは近隣の幼稚園に通っている。それ以前のこどもは園内保育を実施している。 ・地域のこども会は会員が少ないが、施設内で多彩なクラブ活動が活発に行われている。 	a

⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

a

【コメント】

- ・こどもの日課は小舎（幼児・小学生・ホーム制）と大舎（小・中・高を男子/女子棟）に分け、規則正しい生活の流れを設定している。
- ・自立支援計画を作成する時には一人ひとりのこどもとやりたいこと、守るべきことを話し合い、その結果を踏まえて今年度の計画に反映させている。
- ・高校生以上で、自立生活に向けてアルバイトを希望するこどもには応援をしている。
- ・職員は、こどもが自分の健康に注意するように季節の変わり目、朝起きた時の体の様子を観察し声掛けをしている。
- ・近年、ネットやSNS上の誹謗中傷等のトラブルが世間を騒がしているため、新聞等の報道記事をこども達に紹介して注意喚起をしている。
- ・高校生にスマホを渡す際には使用注意点を説明し「スマホを持つにあたって」の注意書きを渡している。

(2) 食生活

① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

- ・食事時間は、大舎、小舎、分園の小規模施設ともにゆったりと取っており、人数の多い大舎の食堂も4人掛けの食卓で好みの場所で食べるなど楽しい時間となるよう配慮している。
- ・栄養士を中心に各フロアの担当が給食会議でこども達の意見を反映させたメニュー作りをしている。アレルギー児には特別の配慮がある。
- ・調理場の休みの日には、職員がメニューを決め、こども達と買い物から調理実習、おやつ作り、後片付けまでを行っている。

(3) 衣生活

① A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

- ・各自の部屋には自分の衣料用タンスが設けられている。季節の衣料は自己管理をし、汚れた時は自主的に着替えが出来る環境である。
- ・幼児のこどもは日常生活の中で職員が、服をたたんだり、タンスに整理して入れたりするところを目にして、整理整頓の習慣を学んでいる。
- ・中学生以上のこどもは自分の服は自分で洗濯をして物干し・取り込み・整理までを自主管理している。年3回の衣服費支給を利用して小学生のこどもは職員とともに話し合いながら好みの服を選び、自分で選べる中・高校生のこどもは自分の好みの服を購入している。

<p>(4) 住生活</p>	<p>① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分園の小規模施設は少人数であることもあり、家庭的な雰囲気がある。大舎の幼児フロアは寝るところと食べる場所は別に分かれており、部屋遊びが出来るように見通し良く幼児の手の届くところには危ないものは置かれていない。小学生高学年以上の居室は1人部屋か2人部屋で、個人所有物は個人管理できるよう鍵付きボックスが用意され、プライバシーが守られている。 ・職員が高校生の子どもに「何かやってみよう」と声をかけたことがきっかけで「高校生プロジェクト」が立上げられ、施設内のペンキ塗り、草刈、館内清掃など環境整備に職員と一緒に取り組んでいる。 ・前回調査時で課題であった部屋の整理整頓は改善されており、評価を受け止めて取り組まれたことに敬意を表す。しかし、一部の子どもの居室では入所前の養育家庭環境などが起因するとは言え、健康状態に影響を及ぼしかねないほど整理整頓ができていない状態であり、問題解決に向け早急の対策に取り組むことを期待する。 		
<p>(5) 健康と安全</p>	<p>① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人ファイルには、入所時引継ぎの健康状態を含めファイルされている。成長・アレルギー管理表や横断的標準身長・体重曲線を用い栄養士も関り、継続した健康管理と見守りをしている。 ・特別な配慮を要する子どもには、個別対応の時間を取り担当職員が心理士から紹介された本の読み聞かせをして心のケアを図り、問題が起これば隣接する他施設の看護師と連携をしている。 ・職員研修は職種別・キャリア別の研修内容を設け、担当の仕事に応じた研修会の受講を割り当てている。またケース会議・フロアミーティングを通して事例に対する議論を深めている。 		
<p>(6) 性に関する教育</p>	<p>① A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各フロアでグループごと年齢別（3～4人）に時間を設けて性教育の話をしている。絵本や紙芝居など年齢に応じた教材を手作りし、一人ひとりの成長に合わせた会話を心掛けていく。「プライベートゾーン」とはについて具体的に問いかけ教えている。 ・子ども自治会を利用して性問題などを話題に出している。女子の初潮を迎えた子どもの対応についてマニュアルを作成している。 ・性教育委員会を設置し、現在「こどもの性と健康を考えるプログラム」の作成を検討中である。世界共通の言語レベルを用いた資料にすると伺っており、良い資料が出来子どもに役立つことを期待する。 		

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	
① A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・法人理念の「援助を求める人いるならば、手をさしのべる」を実践している。生い立ちの環境が整わなかった子どもたちに援助をする基本は、基本的人権の尊重と、職員の専門性を強化し、子どもを責任ある社会人として自立させることを目指すとしている。 ・新任研修としての法人による1泊の人権研修を全職員が受講し、非暴力による養育技術や問題行動はなぜ起こるのかを考える自己覚知を促している。 ・問題が起こった時には報告・対応が速やかに出来るよう管理職との風通しを良くしている。またケース会議の充実を図り、フロア会議、職員会議で、継続した問題解決に当たっている。 ・子ども家庭支援センター、就労生活支援センター、療育センターなどと連携を取っている。 	
② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に注意を要する子どもに対する対応マニュアルを用意し、問題になる前の話し合いを基本としている。 ・近年、大舎から中舎・小規模施設へと子どもの移動があるが、子どもを移動させるに当たっては確固とした基準を持っている。 ・小規模施設では信頼関係が培われやすいが、その反対の状況も起こりうることを理解し、経験豊富な生活指導員を配置すると共に柔軟性を持って大舎・中舎職員をも小規模施設の勤務シフトに入るなど、職員が問題事案に一人で悩み、背負い込まず、全体で問題の解決に当たる姿勢を打ち出している。 ・施設長を中心に中堅職員を始め各職員の信頼関係は良く、全職員が連携して問題解決に当たっている。 ・施設内での対応が困難な場合は、子ども家庭支援センターとの連携を通じて相談し解決を図っている。 	
(8) 心理的ケア	
① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設に臨床心理士を配置している。職員が事例研修を「ほっこりタイム」となずけて自主的な勉強会を開いている。 ・心理士は外部から招いた講師にスーパーバイズを受け、職員会議で心理について話をしたり、心理的ケアの必要な子どもの担当者やリーダーと研修会を開いている。 ・心理的ケアが必要な子どもに対して担当職員とカンファレンスを実施し、法人内の診療所とも連携している。自立支援計画作成時には心理士が参加している。 ・子ども家庭支援センターとの連携は欠かさずに経過説明を行っている。保護者等への連絡は子ども家庭支援センターが行っている。 	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	
① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・部屋には一人ひとりに机が用意されているが小学生は共有スペースに集まり、職員が見守る中で各々の状態に応じた学習方法を用い、宿題や学習を行い明日の準備をしている。中高生は居室で学習を行っている。 ・学童以上のこどもの自立支援計画には学習に対する項目を設けて課題・支援計画を記している。学習塾に通っているこどももいる。 ・障がいのあるこどもたちは、その子の能力に応じて特別学級・特別支援学校に通っている。 	
② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生の新学期から施設の担当職員と学校の担任と本人を中心に進路についての話し合いを始め、高校の進学をきっかけに将来の進路の話をするにしている。こども自身がどのように思っているのか、どうしていきたくを聞き出しながら今から出来る事を職員とともに考えている。 ・施設では、責任ある社会人として自立を目指すとの基本方針に基づき、自立生活援助事業や自立生活体験事業を実施している。また就職後に事業主からの連絡相談を受けて再び支援をしているこどもや、自立生活を目指して措置延長を受けて施設内で暮らしているこどもも居り、途切れること無く社会生活への一歩を支援している。 	
③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会のルール、金銭管理、生活スキルの習得を目標にアルバイト（現在15名）を推奨し、協力事業主などと連携をして仕事体験を実施している。 ・アルバイトで得た収入は金銭管理を覚える機会とし、将来の自立に向けて必要である事を理解させ、個人口座で管理させている。 ・社会に出るために有意な運転免許証の取得やパソコン操作技能の習得を勧めている。 	

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

・副施設長は子ども家庭支援センターとの窓口を統括し、家庭との連絡・相談に於いては、こどもの思いを最優先に考える対応を心がけている。子ども家庭支援センターの担当者とは密に連絡を重ね、面会・外出・一時帰宅を実施している。
・一時帰宅・外出後は、それぞれに話を聞く時間を設け、担当者と心理士を中心に、職員全員でこどもの状態を注視している。
・桜バザー・学校行事・誕生日・スポーツパーティーなどの行事をきめ細かく継続的に家庭に知らせ、家庭にも行事参加を促すことで、こどもとの関係づくりが深まるよう取り組んでいる。

(11) 親子関係の再構築支援

① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

・保護者との面会時にはこどもの頑張りや成長振りを報告し、面会後には振り返りを保護者・こどもそれぞれに記入してもらい、次回の面会の資料として話し合っている。
・子ども家庭支援センターとの繋がりを強くし、こども・保護者・担当職員が一緒になり家庭復帰を目指している。
・こどもの進路など大事な場面では、家族との相互理解が深まり、こどもの希望が実現するように積極的に取り組んでいる。